

大規模小売店舗立地法の特例措置
(中心市街地の活性化に関する法律)
の解説

平成 18 年 8 月
経 済 産 業 省
商務情報政策局流通政策課

目 次

大規模小売店舗立地法の特例 - 中心市街地の活性化に関する法律 -

大規模小売店舗立地法の特例措置について	1 頁
関連条文の解説	
¶ 第 3 6 条	3 頁
¶ 第 3 7 条	1 0 頁
¶ 第 5 5 条	1 2 頁
¶ 第 7 0 条	1 4 頁
¶ 第 7 3 条	1 4 頁
〔附則〕	
¶ 第 1 6 条第 2 項（罰則の適用に関する経過措置）	1 5 頁
¶ 第 2 5 条（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）	1 5 頁
大規模小売店舗立地法特例措置スキーム（概要）	1 6 頁

大規模小売店舗立地法の特例措置について

1. 目的

中心市街地の疲弊が進んでいる大きな要因の一つが商業機能の郊外移転を背景とする中心市街地の商業機能の低下であることを踏まえ、大規模小売店舗の迅速な立地促進が必要な中心市街地の区域において、大規模小売店舗の新設等の手続を緩和する等の大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）の特例を設けるものである。

2. 特例措置の概要

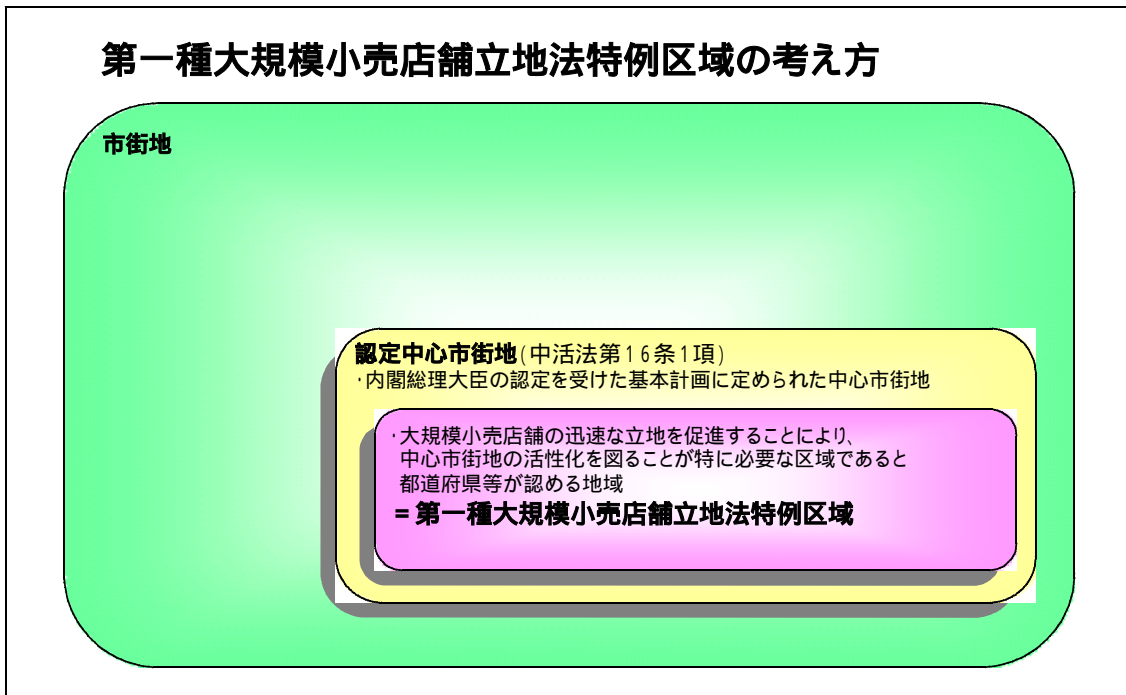
中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という。）において、以下の二種類の特例区域制度を創設する。

1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第一種特例区域」という。）

「認定中心市街地」（中活法第九条に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に定められた中心市街地を指す。）においては、大店立地法の規制の最大限の緩和を行い、当該地域への大規模小売店舗の誘致の実現可能性を高めることとする。

対象となる区域について

都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）が大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進することが特に必要であると判断する場合に、認定中心市街地の区域の全部又はその一部の区域を指定することができるものとする。



特例措置の内容

第一種特例区域内における大規模小売店舗については、大店立地法の以下の手続は適用しない。

法第五条、第六条第一項から第四項まで及び附則第五条（新設又は変更の届出）

法第七条から第十条まで（説明会の開催、住民等の意見聴取、都道府県等の意見手続き等）

法第十一条第三項（承継の届出）

法第十四条（報告徴収）

2) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）

大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進することが必要な全国の中心市街地において、大店立地法の手続きの簡素化等の特例措置を講じることを可能とする。

対象となる区域について

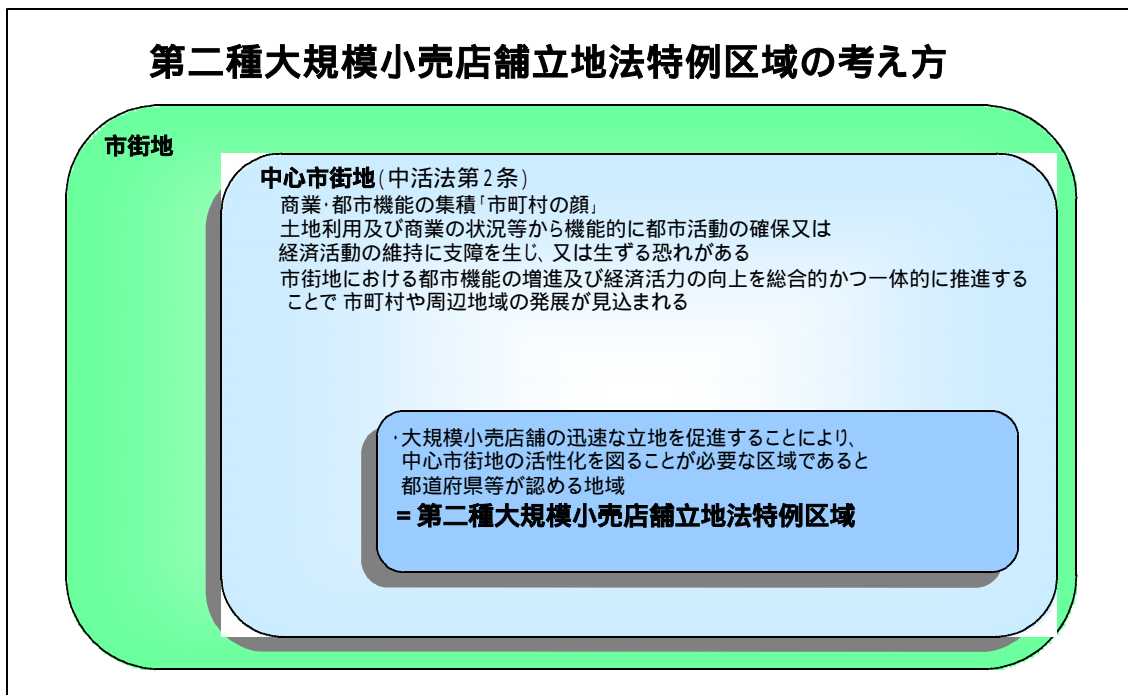
都道府県等が中心市街地の活性化のために必要と認める場合には、全国の中心市街地（中活法第二条に規定する中心市街地の定義に合致する中心市街地）において、都道府県等が中心市街地の区域の全部又はその一部の区域を指定することができるものとする。

[参考] 中活法第二条

この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 一 相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 二 土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 三 都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の考え方



特例措置の内容

第二種特例区域内における大規模小売店舗に係る届出には、大店立地法の以下の手続きは適用しない。

法第五条第四項、第六条第四項（新設又は変更の実施の制限）

法第八条、第九条（住民等の意見聴取、都道府県等意見表明手続き等）

法施行規則第四条第一項第四号から第十二号（交通、騒音等の配慮事項に関する添付書類の提出）

関連条文の解説

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。)は、認定中心市街地の区域(当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)のうち、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域(以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

【説明】

本項は、中活法第九条の規定により、市町村が作成した基本計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該基本計画に定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)の全部又はその一部であって、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域について、都道府県等が第一種特例区域を定めることができる旨を規定したものである。

都道府県及び政令指定都市が定めることとした理由

大店立地法は、法の運用主体を「ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の同様の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体であることが必要である」とする観点から、都道府県及び政令指定都市としている。

認定中心市街地に立地する大規模小売店舗についても、第一種特例区域の存する市町村の地域のみならず近隣市町村への影響が想定されることから、大店立地法と同様に都道府県及び政令指定都市が特例区域を定めることのできる主体としたものである。

2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

【説明】

本項は、都道府県等が第一種特例区域を定めた場合には、その内容を公告しなければならない旨を規定したものである。

当該公告を通じ、第一種特例区域内の住民等・来客者や大規模小売店舗の設置者に加え、新たに大規模小売店舗を設置する可能性のある当該区域内外の設置者等に対して、公告の日以後大店立地法の手続きが簡素化されることが広く周知されることとなる。

「経済産業省令で定めるところにより」

本項の経済産業省令で定めるところとしている公告の方法は、以下のとおりである。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(公告の方法)

第一条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「法」と

いう。)第三十六条第二項(法第三十七条第一項(法第五十五条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。))及び第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「都道府県等」という。)の公報により行うものとする。

なお、都道府県等の公報に加え、他の方法を併用して周知することは懲憑される。

3 前項の公告の日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日)以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

【説明】

本項は、第一種特例区域における大規模小売店舗について、以下の大店立地法の手続き等を省略し、大店立地法の実質的な適用除外とする旨規定したものである。

具体的には、大店立地法の以下の規定を適用しないこととしている。

- ・ 第五条 大規模小売店舗の新設に関する届出
- ・ 第六条第一項から第四項 大規模小売店舗の変更に関する届出
- ・ 第七条 説明会の開催
- ・ 第八条 都道府県等の意見
- ・ 第九条 都道府県等の勧告
- ・ 第十条 生活環境の保持の配慮
- ・ 第十一条第三項 承継の届出
- ・ 第十四条 報告徴収
- ・ 附則第五条 大店立地法施行時に存する大規模小売店舗の変更届出

なお、大店立地法第六条第五項に基づく届出(大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第三条第一項の基準面積以下とする場合の届出)は、中心市街地の活性化に直接関連を有するものではないことから適用除外としていない。

また、上記の規定が適用除外されるのは、中活法第三十六条第二項の第一種特例区域の公告の日以後になされた届出に限らず、第一種特例区域が定められる前に届出がなされている場合も、公告の日以後の手続き等について上記の大店立地法の規定が適用除外となる。

4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

【説明】

第四項～第九項は、第一種特例区域を定める場合の手続きに関する規定である。当該規定は、第一種特例区域を変更又は廃止する場合や第二種特例区域を定め、変更し又は廃止する場合に準用されており、同様の手続きが必要となる。

本項は、案の作成段階において市町村と協議を行うべき旨規定したものである。第五項において市町村が要請した場合であるか否かを問わず、本項は適用される。

「当該区域の存する市町村と協議しなければならない」

中心市街地の活性化は、市町村が主体的な役割を担って取り組みを行っていることから、適切な区域の案を作成するために市町村との協議を求めている。政令指定都市の場合には、当然本規定は適用されない。

5 認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもって第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。

【説明】

本項は、認定市町村が第一種特例区域の案を記載した書面をもって、第一種特例区域を定めるよう都道府県等に要請できる旨を規定したものである。

第一種特例区域の設定は、都道府県及び政令指定都市が行うこととした理由については、前述のとおりであるが、他方で中活法第九条第一項に規定する基本計画は市町村が作成することとなっており、中心市街地の活性化は市町村が主体的に行うこととなっている点に考慮したものである。当該要請を受けた都道府県等は、その内容に配意して検討を行うことが期待されている。

なお、要請する際の書面については特に様式は定めないが、以下の第八項に基づき定めるの経済産業省令の内容にも留意する必要がある。また、必ずしも市町村が、中活法第九条第一項に基づき作成する基本計画の中に、第一種特例区域の案などを具体的に明記することを要するものではない。

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

本項は、都道府県等があらかじめ関係者の意見を聴取した上で、第一種特例区域の案を作成する必要があると考える場合には、住民等の意見を反映させるための措置を講じることができる旨規定したものである。

「公聴会の開催その他の住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」

具体的には、公聴会のほか、対象区域の住民等に対し特例区域（案）についての説明会を開催すること等が想定される。

開催する場合の手続きについては、例えば対象区域の自治会や商工会等の各種団体に対し公聴会等の案内状を配布したり、地元新聞社各社に記事を掲載したり、折り込みチラシを入れること等により周知を行うことが考えられる。

「当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者」

本項に基づき意見を聴取する対象は、大店立地法第八条第二項において意見を提出することが可能な者と同じである。

7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

【説明】

本項は、作成された第一種特例区域の案を公告し、縦覧することを規定したものである。大店立地法は、住民等の参加を得つつ手続きを進めることとなっているため、その手続きが簡素化されることが十分に周知されることが必要と考えられる。

「経済産業省令で定めるところにより」

本項の経済産業省令で定めるところとしている公告の方法は、以下のとおりである。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(公告の方法)

第二条 法第三十六条第七項(法第三十七条第一項及び法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、都道府県等の公報その他の都道府県等が適切と認める方法により行うものとする。

具体的な公告の方法については、都道府県等の公報の他、地方自治体(都道府県、市町村)の広報紙やホームページなど様々な手法が考えられるが、当該内容は住民等や大型店設置者にとって極めて重要な情報であることから、関係者に確実に周知することができる方法をとることが必要である。なお、第一種特例区域の案の概要を公報に掲載し、次項で規定する添付書類等については、ホームページなどの都道府県等が適切と認める方法で公告を行うことも可能であり、また都道府県等の判断で必要と認める場合には独自の判断で二週間を超えて公告・縦覧すること等を否定するものではない。

8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

【説明】

本項は、第一種特例区域の案には、参考となる書類を添付すべき旨規定したものである。かかる情報提供等を通じ、住民等において、特例区域の指定の是非等について適切な判断を行い、必要に応じ次項に基づき都道府県等に意見を表明することが円滑となるものと考えられる。

「経済産業省令で定めるもの」

本項の経済産業省令で定める事項は、以下のとおりである。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項)

第三条 法第三十六条第八項(第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第一種大規模小売店舗立地法特例区域、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第一種大規模小売店舗立地法特例区域)における都市機能及び経済活動等の現況

都市機能の現況は、指定理由と密接に関連する事項、例えば商業や工業等の現況について記載することとする。経済活動の現況は、期待される効果と密接に関連する事項、例えば商業の売上高、通行量、雇用者等について記載することを想定している。

いずれにせよ都市機能、経済活動の全般について網羅的に記載する必要はなく、第2号の期待される効果と密接に関連のある事項を中心に記載するものである(第3号の生活環境に関連する各種現状(駐車場の整備状況等)を記載することも可能である。)

変更又は廃止を行おうとする場合も、上記と同様であるが、区域指定前と指定後の現況が比較できるような記載をすることが期待される。

二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由)

区域を定めようとする場合には、その期待される効果等本特例措置を講じることによりどのようなメリットが生じるかについて、区域を変更・廃止する場合には、その理由について住民等に明らかにすることとする。

具体的には、区域指定の際は、商業の売上高、通行量、利便性の向上等特例区域設定により期待される直接的間接的效果、変更の際は、変更により期待される効果及び区域を変更することとした理由、廃止の場合は、廃止する理由(例えば、a)中心市街地活性化が達成された、b)期待した効果が得られなかった、c)周辺の生活環境への悪影響が生じている等)を記載することとする。

三 第一種大規模小売店舗立地法特例区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。)を定めるに当たって考慮した当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

特例区域案作成に際し、生活環境との関係で勘案した内容(例えば、騒音問題

に配慮して特例区域を周辺に住居が少ない地域を中心に限定する、周辺住民の生活環境上受容度が高いと思われる大型店退店跡地を中心とした区域を指定すること等)について記載がなされることを想定している。

廃止の場合は、本号に基づく事項の記載は不要である。

四 法第三十六条第二項の公告の予定年月日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日)

住民等が第一種特例区域の指定の是非について適切な判断を行うとともに、大規模小売店舗を設置する者等の予見可能性を高めるために、案の段階で公告予定日を記載することとする。特に廃止等を行う場合には、その後の大店立地法の手続き等の準備にも多大な影響を及ぼし得ることから、都道府県等は大型店設置者の予見可能性に十分配慮して合理的な告示日を設定することが期待される。

五 その他参考となるべき事項

特例区域の実情に応じて、都道府県等の判断で必要な情報を提供することとする。例えば、特例区域の具体的活用予定の有無や、第三十六条第六項に基づく公聴会等を行った場合にその概要等を記載することが想定される。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項)

第四条 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第八項(法第五十五条第四項において準用する法第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第二種大規模小売店舗立地法特例区域)における都市機能及び経済活動等の現況
- 二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、当該変更し、又は廃止しようとする第二種大規模小売店舗立地法特例区域)を含む市町村の中心市街地の区域
- 三 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由)
- 四 第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。)を定めるに当たって考慮した当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

- 五 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第五十五条第四項において準用する第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日）
- 六 その他参考となるべき事項

基本的な考え方は、第一種特例区域の案に添付すべき事項と同様であるが、「市町村の中心市街地の区域」を追加している。これは、第二種特例区域については、中活法に基づく基本計画の有無と関連なく全国の中心市街地において指定可能であるが、住民等が当該第二種特例区域を定めることにより、区域を定めようとする市町村の中心市街地の活性化に資するか否かの判断の一助とするため、省令第四条第二号において第二種特例区域を定めようとする市町村の中心市街地の区域の外延を明らかにするよう求めているものである。

9 第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。

【説明】

本項は、第一種特例区域において大店立地法の特例措置を講ずるにあたっては、上記の大店立地法第八条が適用除外されることに鑑み、第一種特例区域の事前手続きとして、当該区域の案について市町村や住民等の意見を聴取する手続きを規定したものである。

すなわち、大店立地法第八条には、店舗の立地する市町村や住民等の意見を聴取する手続き、都道府県等の意見表明手続きが規定されていることに留意したものである。

意見を提出できる者には、隣接市町村や隣接市町村の住民も含まれている。

都道府県等は、住民等から聴取した意見の内容について配意し、必要な場合には当該区域案の修正を行うことを含め適切に判断し、対応を行うことが求められる（提出された意見に基づき大幅な変更を行う場合には、必要に応じ中活法第三十五条第四項から第八項までの手続きを再度行うこともできる他、市町村と再協議することなども考えられる。）。

10 第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

【説明】

本項は、第一種特例区域においても、大規模小売店舗の設置者は、大店立地法の指針に盛り込まれているような周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行うよう努めるべき旨規定したものである。

これは、中活法第三十六条第三項の規定により大店立地法第十条第一項で大規模小売店舗の設置者に対し求めている生活環境への配慮の規定が適用除外となることに伴い、手当てしているものである。

なお、大店立地法第十条と同様に、「維持」は大規模小売店舗の施設の配置、「運営」は大規模小売店舗の施設の運営方法について指すものである。

11 前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

【説明】

本項は、第一種特例区域内の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者に対し、設置者が周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして行う大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めるべき旨を規定したものである。

これは、前項と同様、第一種特例区域においては、大店立地法第十条第二項で小売業者に対し求めている配慮義務規定も適用除外となることを考慮したものである。

第三十七条 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。

【説明】

本項は、第一種特例区域を変更又は廃止する際にも、中活法第三十六条第二項及び第四項から第九項までの規定を適用し、第一種特例区域を定める際と同様に市町村への協議や住民等の意見聴取等の手続きを行う必要があることを規定したものである。

2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。

【説明】

第二項から第四項は、第一種特例区域でなくなった区域内に存する大規模小売店舗について、大店立地法の体系に組み込むための規定を定めている。

第一種特例区域でなくなった区域においては、関連する廃止等の公告日以後は、大店立地法の規定が全て適用される。

本項は、廃止等の公告の日以後、第一種特例区域でなくなった区域に存する大規模小売店舗が、最初の変更をしようとする場合の届出に関し規定したものである。第一種特例区域において大規模小売店舗を設置している者が、第一種特例区域でなくなった後、最初に大店立地法第五条第四項から第六項までの変更をしようとする場合には、その旨及び第五条各号（第三号を除く）に掲げる事項で当該変更に係る事項以外のものを都道府県等に届け出なければならない。大店立地法施行時における既存の大規模小売店舗に関する手続（大店立地法附則第五条）と同様の手法である。

なお、大店立地法の施行時における既存の大規模小売店舗については、同法附則第五条の規定の届出も必要となるため、重複をさけるために同法附則第五条を適用除外とし、本

項の届出を適用することとしたものである。

届出の手續

第三十七条第二項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出して行うこととなる。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において大規模小売店舗を設置する者の届出)

第五条 法第三十七条第二項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

3 前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。

【説明】

本項は、前項の届出のうち、変更に係る部分の届出については、大店立地法第六条第二項の規定による届出とみなす旨規定したものである。したがって、この変更の届出については、同法第六条第四項の規定による当該届出の日からの八月の実施制限、第七条以降の一連の規定(説明会、都道府県等の意見、勧告等)の適用がある。また、この変更の届出は、届出が行われたものが大店立地法第六条第二項の届出とみなされる規定となっていることから、店舗面積の減少等同法第六条第二項ただし書き(省令で定める届出不要事項)の場合でも届出が必要となる。

しかしながら、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五条第二項の規定により、大店立地法施行規則第八条の規定は、以下のとおり読み替えられることとなり、特例区域内の大型店が法第三十七条第二項の規定による届出のうち「一時的な変更」や「店舗面積の減少」の変更をしようとする場合は、大店立地法附則第五条の既存店の届出の場合と同様に、都道府県等の判断で八ヶ月を待たずに変更することを可能としている。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年経済産業省令第八十三号)

(第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において大規模小売店舗を設置する者の届出)

第五条 (略)

2 法第三十七条第三項の規定により大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出とみなされる法第三十七条第二項の規定による届出に係る変更を行う場合における大規模小売店舗立地法施行規則(平成十一年通商産業省令第六十二号)第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

< 参考 >

大規模小売店舗立地法施行規則

(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

4 第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

【説明】

本項は、第二項の届出のうち、変更事項以外の事項についての届出は、その後の大店立地法の変更届出、承継規定等との関係では大店立地法第五条第一項の届出とみなされる旨規定したものである。しかしながら、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定を適用しないこととし、八月の実施制限は適用されず、都道府県等の意見、勧告、公表といった手続も進行しない。

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域（当該区域内に第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域（以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

【説明】

本項は、中活法第二条に規定する中心市街地の全部又は一部において、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域として、都道府県等が第二種特例区域を定めることができる旨規定したものである。

第二種特例区域は、第一種特例区域として定められた区域を除き、全国の中心市街地内において定めることが可能である。都道府県等が第一種特例区域を第二種特例区域に変更を行おうとする場合には、第一種特例区域を廃止した後（又は同時）に第二種特例区域を設定することが必要である。

2 第四項において準用する第三十六条第二項の公告の日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、第四項において準用する第三十七条第一項において準用する第三十六条第二項の公告の日）以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出（第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。第五項において同じ。）に係る同法第

五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

【説明】

本項は、都道府県等が第二種特例区域を定め、その旨公告した後は、第二種特例区域内に存する大規模小売店舗に係る届出について実施制限、添付書類の簡素化、関係者からの意見聴取や都道府県等の意見表明手続きの簡素化を行うこととし、大店立地法の適用除外となる旨規定したものである。

具体的には大規模小売店舗の新設又は変更の届出に当たって以下の大店立地法の規定を適用しないこととしている。

- ・ 第五条第四項・・・大規模小売店舗の新設に関する八月の実施制限
- ・ 第六条第四項・・・第五条第一項第三号～第五号（店舗の新設をする日、店舗面積、店舗の施設の配置）にかかる事項の変更に関する八月の実施制限
- ・ 第八条、第九条・・・店舗の立地する市町村や住民等の意見聴取手続き、都道府県等の意見表明手続き、勧告・公表手続き

なお、上記の規定が適用除外されるのは、第二種特例区域を定める公告の日以後の届出に限らず、第二種特例区域を定める公告前に届出がなされている場合も、当該公告の日以後は、上記の大店立地法の規定は適用されない。

3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

【説明】

本項は、第二種特例区域の大規模小売店舗の届出に関し、添付書類の簡素化を図るための規定である。

経済産業省令で定める事項は、改正前の「経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年経済産業省令第三十八号）」第一条と同様の内容とすることとした。

「経済産業省令で定める事項」

本項の経済産業省令で定めることとしている記載事項は以下のとおりである。

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

（平成十八年経済産業省令第八十三号）

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗の新設等の届出に係る添付書類）

第六条 法第五十五条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、大規模小売店舗立地法施行規則第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

* 大規模小売店舗立地法施行規則第四条（抜粋）

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

4 第三十六条第二項、第四項から第九項まで及び第三十七条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十六条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

【説明】

本項は、第二種特例区域を定め、変更し又は廃止しようとする場合についても、第一種特例区域と同様中活法第三十六条第二項及び第四項から第九項までの手続きに関する規定が適用される旨規定したものである。

5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

【説明】

本項は、第二種特例区域の変更又は廃止により、第二種特例区域でなくなった区域において、現に大規模小売店舗の新設又は変更の届出が行われているときは、第二種特例区域でなくなった日以後も当該届出に係る手続きについては、引き続き特例措置が適用されることとし、八月の実施制限や都道府県等の意見・勧告等の対象とはならないことを規定したものである。

(罰則)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第三十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
二 第五十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

【説明】

中活法第三十七条第二項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者、及び第五十五条第三項に規定する添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、百万円以下の罰金に処せられる。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

【説明】

両罰規定を定めたものであり、中活法第七十条の違反行為をしたときは、行為者たる本人を罰するのは勿論のこと、その法人等についても同条に規定する刑が科せられる。

附則

第十六条（略）

2 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の前日にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

【説明】

本項は、特例区域として公告された区域であっても、公告前にされた八月の実施制限違反、虚偽届出等の行為等については、従前どおり罰則の対象となることを確認的に規定したものである。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新法第五十五条第一項の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。）が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

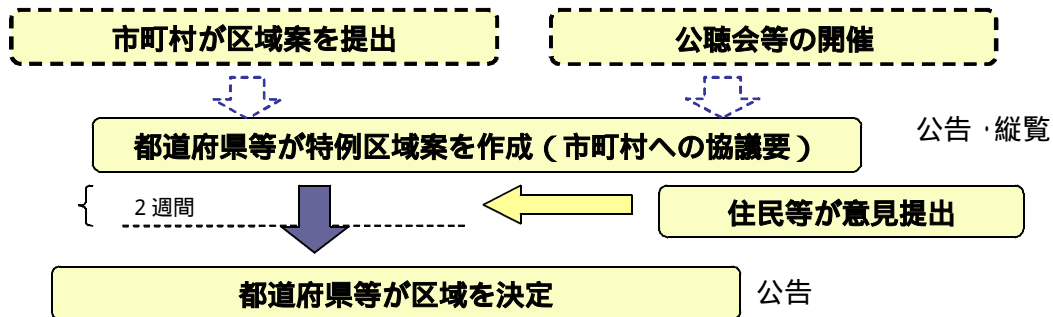
【説明】

本項は、改正前の構造改革特別区域法第三十五条の規定により、内閣総理大臣の認定を受けている区域については、改正法施行後は、中活法第五十五条第四項において準用する同法第三十六条第二項の規定により公告をした第二種特例区域とみなされる旨規定したものである。

従って、改正前の構造改革特別区域法第三十五条の規定により特例を受けている区域については、改正法施行後もなんら手続きを経ることなく引き続き同様の特例が適用されることとなる。これは、廃止前の構造改革特別区域法第三十五条に基づく特例措置と第二種特例区域における特例措置の内容等が同様であること等を勘案した経過措置である。

大規模小売店舗立地法特例措置スキーム(概要)

1. 特例区域の指定(概要)



* 第一種・第二種特例区域の指定・変更・廃止の手続とも同じ。
(第一種特例区域については、国が中活基本計画を認定した場合にのみ指定可能。)

2. 区域指定後の大店立地法の手続(概要)

公告日以後以下の特例が適用。

(1) 第一種特例区域

大店立地法の新設及び変更等に関する手続きが不要。

(2) 第二種特例区域

届出及び説明会の開催のみで出店が可能。

